

令和6年6月第6回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年6月10日(月)

午前10時00分から午前10時55分

2. 開催場所 本庁舎 2階 会議室

3. 出席委員(43人)

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 山懸将伸 2番 岡田耕平 3番 妹尾宗夫 4番 池田 実

5番 太田 明 6番 池田和道 7番 沼本通明 8番 樋口昌子

9番 入澤靖昭 11番 松本正幸 12番 中山克己 14番 吉岡 靖

15番 後藤 勤 17番 池本 彰

推進委員 20番 平 義男 21番 梶原啓二 22番 西谷玲子 23番 中嶋久志

24番 井手宏治 25番 築澤安彦 26番 松下 功 27番 上田房次郎

28番 太安隆文 29番 白石壽平 30番 根本 章 31番 田中秀樹

32番 長尾 修 33番 二宗貴志 34番 高谷明弘 35番 植田浩史

36番 浅田光明 37番 戸田典宏 38番 各務和裕 39番 東郷朝夫

40番 山中正義 41番 池田久美子 42番 二若正次 43番 高見寛二

44番 佐子ゆかり 45番 筒井一行 46番 清水 晃

4. 欠席委員(3人)

農業委員 10番 柴田博行 13番 武村一夫 16番 福島康夫

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第29号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第6 議案第30号 農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第7 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

日程第8 報告第13号 農用地利用集積等促進計画の公告について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 美甘真弓 主幹 柴田正人 主事 岡村侑磨

福田有子

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 それでは、皆さんおはようございます。

ただいまから令和6年6月総会を開催いたします。

それでは、会長よりご挨拶のほうをよろしくお願いいたします。

会 長 おはようございます。ご苦労さまです。

6月になりまして、田植のほうもかなり順調に進んでいくというふう
に思います。梅雨のほうが少しこの時期遅れておりますけど、九州、
四国は入ったということでございまして、近いうちに入るだろうとい
うふうに思います。何事にも災害がない年になってほしいというふう
に願っております。

5月29日に毎年行われております全国農業委員会会長大会に東京の
ほうへ参加してきました。この5月29日というのが、今年は食料・
農業・農村基本法というのを参議院で多数で成立したという日であり
ました。毎年農業委員会会長大会というのはかなりの議員さんが来ら
れるんですけど、今年は国会の関係で少し少なくなったというふうに
思っております。非常に農業関係は難しい、大変なことになっており
ます。今かなり農業関係、新しい法令が決まっておるところでも
あります、大会のほうでも食料・農業・農村基本政策の具体化に向
けた政策提案ということで議案審議が行われております。国のほうも
法案が成立いたしましたので、来年4月に向けて食料・農業・農村基
本計画というのをこれから策定するというところでございます。その
内容をどのように策定されるのか、非常に注目されるところでござい
ます。何とか農業者等が望むような政策になってほしいというふうに
願っております。我々もできることをとにかくやっていかなければな
らないというふうに考えております。今年一年間の地域計画のほうも
ありますので、皆さんのご協力のほうをよろしくお願いいたしますとい
うふうに思います。

それでは、これより6月総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、議事のほうに入らせていただきます。

本日の欠席委員の方は3名いらっしゃいます。10番委員、13番委員、16番委員から欠席の通告をいただいております。遅参の方はいらっしゃいません。よって、ただいまの出席委員は19名中16名でございます。定足数に達しておりますので、6月総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を会長よりお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、5番、 委員、6番、 委員を指名いたします。

日程2、議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は15件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、北房の譲渡人が、同じく北房の譲受人に、申請農地、田4筆5,217㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よりお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、11番委員さんから説明をお願いします。

11番委員 議長。

議長 はい、11番委員。

11番委員 11番です。

番号1につきまして説明いたします。

権利移転する事由の詳細ですが、譲受人に6月3日、お話を伺いまし

た。譲受人と譲渡人は兄弟です。譲渡人は親からこの農地を相続していましたが、腰を悪くし農作業ができなくなったため、定年退職している兄に所有権を移し、農業を継続することになりました。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は71歳ですが、積極的に農業に取り組み、以前から米を生産しています。刈取り作業は営農組合に委託しています。トラクター、管理機、刈払機などの必要な農業機械も所有し、管理作業をしています。現時点では問題なく耕作していただければと思います。そのほか指摘事項はございません。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございますが、北房の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田1筆407㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、11番委員さんから説明をお願いいたします。

11番委員 議長。

議 長 はい、11番委員。

11番委員 番号2につきましてご説明いたします。

譲受人に6月7日にお話を伺いました。譲渡人には6月3日にお話を伺いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は叔父の死去に伴い住居と農地を相続していました。譲受人は数年前に譲渡人より住宅と農地を購入し、毎日北房まで通い、農作業をしています。その後、譲渡人が新たに相続したこの農地を譲受人に譲渡するものです。譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は74歳ですが積極的に農業に取り組み、以前から米を生産しています。トラクター、田植機、コンバインなどの必要な農業機械も所有しています。現時点では問題なく耕作していただければと思います。そのほか指摘事項はありません。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号3、番号4につきましては25番推進委員が譲渡人となっている議案ですので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席となります。関係議案終了後に入室を許可いたしますので、それでは退席をお願いいたします。

それでは、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆585㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、2番委員さんから説明をお願いいたします。

2番委員 議長。

議 長 はい、2番委員。

2番委員 3番の事項について説明いたします。

6月4日に譲渡人、譲受人立会いの下で現地調査を行いました。当該地は譲受人の宅地に接した細長い変形した水田で、譲渡人にとって耕作の便も悪く、譲受人の希望によって譲渡するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は現在98アールの水田を耕作しており、トラクター、コンバイン、田植機等をはじめ十分な農機具、そして奥さんと2人での農作業で十分管理できると思います。したがって、農地法第3条第2項に該当する事項はいずれもございません。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑1筆339㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、2番委員さんから説明をお願いいたします。

2番委員 議長。

議 長 はい、2番委員。

2番委員 4番の事項について説明いたします。

譲受人、譲渡人とも立会いで、6月4日に同じく現地調査を行っております。当該地は譲受人の宅地の裏の傾斜面の畑地です。譲受人は自家用野菜と薬草の栽培を計画しており、譲受人の希望により譲渡されるものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は水田を中心として150アールの農地を所有しておりまして、委託作業などを利用した農作業を行っております。当該地は自宅に接しており、畑地でもあり、作物は野菜と薬草を計画しており、僅かな面積でもありまして十分管理できると思われまします。したがって、農地法第3条第2項に該当するものはいずれもございません。

以上です。

議長　ありがとうございました。

それでは、ここで番号 3、番号 4 に対しましての質疑に入ります。
質問のある方は挙手をお願いいたします。

＜「質疑なし」の声＞

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第26号、番号3、番号4を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第２６号、農地法第３条の規定による許可申請書の審議については、番号３、番号４は、原案のとおり可決されました。

ここで議事参与の制限により退出しておりました 25 番推進委員の入室を許可いたします。

それでは、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号5でございますが、市外の譲渡人が、同じく市外の譲受人に、申請農地、田11筆23,020㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、２６番推進委員さんから説明をお願いいたします。

26番推進委員 議長。

議長 はい、26番推進委員。

26番推進委員 26番推進委員です。

番号5について報告します。

6月2日、譲渡人、譲受人に話を伺いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は親子であります。譲渡人は長年にわたり申請農地で稲作を行ってこられましたが、高齢でもあり、申請農地を長男である譲受人に贈与するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は現在会社勤めをしておりますが、休日には譲渡人と草刈り、耕作作業等を行っております。一部農地を委託していますが、今後も農作業を行っていくとのことでした。特に問題ないと認められます。その他の指摘事項は特にございませぬ。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長　ありがとうございました。

続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号6でございますが、久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請農地、田2筆1, 293㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明をお願いします。

12番委員 議長。

議 長 はい、12番委員。

12番委員 12番です。

6月1日に譲受人と現地を確認し、詳細について話を聞きました。譲渡人は後日電話で話を聞いております。譲受人と譲渡人は同じ部落の近所の関係です。譲渡人は管理を近所の農家に依頼しておりましたが、農家より今後管理ができなくなったと話があったため、譲渡人は今後農業はできないし今後の後継者もないということから農地を管理できる人を探していたところ、近所の譲受人と売買による話がまとまり、権利移転を行うものでございます。譲受人は刈取りは委託しておりますが、トラクター、田植機、管理機等、農業に関する機械は全て所有しており、今後十分耕作していくものと思われま。指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号7でございますが、市外の譲渡人が、久世の譲受人に、申請農地、畑1筆691㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明をお願いいたします。

12番委員 議長。

議 長 はい、12番委員。

12番委員 6月1日に譲受人と現地確認を行い、話を聞いております。譲渡人は県外ということで後日電話で話を聞きました。譲受人と譲渡人は同じ部落の近所の関係です。譲受人は5年ほど前に一部の管理を委託され行っておりましたが、2年ほど前から全体の管理を委託され行ってきました。譲渡人は今後農業ができないし農業の後継者もないことから譲受人と売買による話がまとまり、権利移転を行うものでございます。譲受人はトラクター、管理機等の農作業に必要な農具は全て所有しており、現在申請された農地は野菜が作付されており、今後十分耕作していくものと思われま。指摘事項はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

す。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号 8 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議案書 2 ページをお開きください。

番号 8 でございますが、勝山の譲渡人が、同じく勝山の譲受人に、申請農地、畑 1 筆 5 2 2 m²を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、3 4 番推進委員さんから説明をお願いします。

3 4 番推進委員 議長、推進委員 3 4 番です。

議 長 はい、3 4 番推進委員。

3 4 番推進委員 番号 8 についてご報告いたします。

6 月 3 日、譲受人、譲渡人と現地確認をしました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は昔からの知り合いで、譲渡人のご主人は同じ部落の近所に住まわれていました。ご主人が亡くなられ、奥様の譲渡人も畑を使わないこともあり、譲受人の自宅のすぐ裏になる畑でもあり相談したところ、話がまとまり、申請するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人の家族は 3 名で、畑の耕作は奥様と 2 反程度の畑に野菜を主に作られています。現在、トラクター、管理機を 1 台ずつ所有し、きちっと管理されていますので今後も管理されていくと思われます。不耕作目的の取得ではありません。必要な農作業に常時従事すると認められます。その他の指摘事項はありません。審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号 9 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号 9 でございますが、市外の譲渡人が、勝山の譲受人に、申請農地、田 1 筆 8 2 0 m²を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、3 5 番推進委員さんから説明をお願いいたします。

3 5 番推進委員 議長。

議 長 はい、3 5 番推進委員。

3 5 番推進委員 3 5 番推進委員です。

番号 9 につきて、6 月 2 日に譲受人立会いの下で現地調査を行いました。譲渡人は遠方のほうなので電話で確認いたしました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は広島市在住で、申請地の近くに実

家があります。実家には母親一人が居住しておりますが、高齢であり耕作は困難であり、申請地は現在作付はしておりません。譲渡人が帰省したときに草刈り等を行っております。また、近所の人にも依頼して草刈り等を行っており、管理が十分できている状況です。譲渡人は今後も耕作するということは困難であり引受先を探していたところ、今回近所の譲受人との間で話がまとまったということです。譲受人は教職員であります、お寺の住職もされておりますが、その傍らで家族とともに農業もやっております。農機具も耕運機、草刈り機等の作業に必要な機械は所有していますので、取得後も必要な農作業に従事するものと考えます。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号 10 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号 10 でございますが、市外の譲渡人が、湯原の譲受人に、申請農地、田 5 筆 7, 001㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、39 番推進委員さんから説明をお願いします。

39 番推進委員 議長。

議 長 はい、39 番推進委員。

39 番推進委員 39 番です。

番号 10 について説明いたします。

5 月 31 日に譲受人と現地調査を行い、その後、譲渡人と電話で連絡を取り確認を取りました。譲渡人の相続以降、実家近くの畜産農家に耕作を依頼しておりました。その後、譲受人が近くを耕作していることから、畜産農家からの耕作依頼を受けて耕作をするようになったということです。譲渡人も高齢化したことから譲渡を計画し、このたび譲受人に相談したところ、今回の譲渡がまとまりました。譲受人の耕作状況等なんですが、夫婦と子供 1 人、3 名で酪農を営んでおり、乳用牛を 70 頭飼育しております。そのため、牧草と耕作に必要な農機具一式を保持しており、今後とも耕作することに問題はないと思われます。その他指摘事項は特にございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号 11 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号 11 でございますが、市外の譲渡人が、中和の譲受人に、申請農

地、田3筆2, 201㎡、畑1筆79㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、40番推進委員さんから説明をお願いいたします。

40番推進委員 議長。

議長 はい、40番推進委員。

40番推進委員 40番推進委員です。

6月3日の日に譲受人、農業委員、推進委員で現地確認調査を行いました。譲渡人は県外在住のため、電話にて内容を確認いたしました。譲受人は移住して3年になり、空き家を探していたところ、地域づくり委員さんのお世話により農地付の物件を取得する話がまとまりました。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は地区内の農業法人の手伝いをするなど農業に関心を持っており、管理機、刈払機を所有しており、自家製野菜等の栽培に意欲的です。ですので、問題はないと思います。その他指摘事項はございません。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号12について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号12でございますが、八束の譲渡人が、同じく八束の譲受人に、申請農地、畑1筆300㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、42番推進委員さんから説明をお願いいたします。

42番推進委員 議長。

議長 はい、42番推進委員。

42番推進委員 42番推進委員です。

12番の説明をいたします。

6月1日と2日に譲受人と譲渡人に話を聞きました。移転する理由は、病気により酪農をやめて管理ができなくなり、この土地を貸してくれと言ったところ、この譲渡の話が決まったそうです。譲受人は主に今ネギ5反を耕作しているため、管理に問題はないと思われます。その他指摘事項はございません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号13について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号13でございますが、八束の譲渡人が、同じく八束の譲受人に、申

請農地、田1筆6, 650㎡、畑2筆11, 274㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、9番委員さんから説明をお願いいたします。

9番委員 議長。

議長 はい、9番委員。

9番委員 9番です。

番号13について説明します。

現地調査のほうを5月31日、譲渡人立会いの下、行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は親子であります。譲渡人は60歳を過ぎている息子である譲受人に生前贈与を考えて、このたび申請するものです。現在、申請地[REDACTED]については近隣の酪農家へ貸しており、譲受人が申請地取得後も同様に同じ酪農家さんに貸すとのことです。[REDACTED]については譲受人が家庭菜園として管理しています。譲受人の耕作状況ですが、家庭菜園、目の前にその[REDACTED]があるんですが、家庭菜園をごく小規模で栽培していますが、その他は酪農家が使っているということで問題ないと思います。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 これは贈与のということですが、10アール[REDACTED]円というのはどういうことなんですか、事務局。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 確認しますので、少々お待ちください。

議長 それでは、少し休憩に入ります。

事務局主幹 議長。

議長 はい、どうぞ事務局。

事務局主幹 すみません、失礼いたします。申請書類のほうを確認いたしました。この申請ですが、先ほど委員のほうからご説明があったとおり生前贈与ということで、お母様から息子さんへの所有権移転ということです。生前贈与ということで贈与というようなことであつたんですけども、お母様のほうがもう農業をされないということです。農業廃止で、息子さんのほうは現在作られておる農地を増反して農業を続けられるということで、すので申し訳ございません。取得理由のところが贈与によるというふうになっておるんですけども、これは生前贈与ということで申請者のほうが間違えているということでございまして、譲渡理由といたしましては農業の廃止、取得理由といたしましては増反によるというところでござ

います。金額につきましても、これは10アール当たり [REDACTED] 円で売買して、親子関係ですけれども売買するということになっておりますので、問題ないというところでございます。

議長 ありがとうございます。

それでは続きまして、番号14について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号14でございますが、川上の譲渡人が、同じく川上の譲受人に、申請農地、田1筆1,062㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、18番委員さんから説明をお願いいたします。

18番委員 議長。

議長 はい、18番委員。

18番委員 18番です。

この件につきまして、6月2日に譲受人の立会いの下、現地調査を行ったものです。譲受人と譲渡人は親子で、この申請は生前贈与になるものになります。譲受人は会社員ですが、農機具等は父親のを使用し、家庭菜園として使用することとでございます。その他指摘事項もございませんので、審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号15について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号15でございますが、川上の譲渡人が、勝山の譲受人に、申請農地、田1筆2,781㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、45番推進委員さんから説明をお願いいたします。

45番推進委員 議長。

議長 はい、45番推進委員。

45番推進委員 45番です。

番号15につきまして、6月2日に譲受人に立会いいただき、現地調査を行いました。譲渡人とは電話にて確認しております。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は親子の関係です。譲受人は父親が亡くなったとき相続で農地を所有しておりますが、譲渡人が高齢になったことと、水害対策で申請農地の一部が公共工事の対象になるということで生前贈与で所有権移転の申請をするものです。続きまして、譲受人の耕作状況についてですが、譲受人の所有する農地と今回

の申請農地、合わせて約 1.2 ヘクタールは長年にわたり近所の酪農家が牧草を栽培しております。譲受人はトラクター、草刈り機等を所有し、母親の自宅の周りの畑等で家庭菜園をしており、取得後も現状のままということです。資料では農地までの距離が 40 キロとなっておりますが、仕事の都合で勝山の事務所に住所を置く必要があるため、実際には申請農地から 200 m ほど離れた自宅に居住しています。その他特に指摘事項はありません。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより番号 1、番号 2、番号 5 から番号 15 までの質疑に入ります。

質疑のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。よろしいですか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 これをもって質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書の審議については、番号 1、番号 2、番号 5 から番号 15 までは、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程 3、議案第 27 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号 1 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 失礼いたします。議案第 27 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書の審議につきまして、本日審議していただく案件は 1 件でございます。

3 ページをご覧ください。

番号 1 でございます。

申請人（落合）は、申請地西側の土地所有者が宅地造成することになり、申請地付近の道路幅員が約 2.5 m と狭小であり、通行に支障を来していることから、畑 1 筆 12 m²を、道路用地にするため、転用申

請をするものです。農地区分は、２種農地と判断されます。転用に伴う費用ですが、土地造成■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類は、土地利用計画図等整っております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、２４番推進委員さんから説明をお願いいたします。

２４番推進委員 議長。

議長 はい、２４番推進委員。

２４番推進委員 ２４番推進委員です。

議案第２７号、１番につきまして、去る６月３日、申請人立会いの下、現地で確認を行いました。申請の詳細ですが、市道と宅地に面していて、その市道が狭いため、宅地に入りにくいので畑の一部を申請するもので、工事をして道として広くするためです。工事完了後は公衆用道路として公にするそうです。位置ですが、国道３１３、西に２００ｍぐらい入った申請人の住宅地などがある位置であります。周囲の状況ですが、東に市道、西に宅地、南に畑、北に市道です。周辺の営農の条件には特に支障を来すことはないと思いますので、審議のほうよろしくお願いいたします。その他特記事項はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第２７号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第２７号、農地法第４条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程４、議案第２８号、農地法第５条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号１について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第２８号、農地法第５条の規定による許可申請書の審議について、本日は審議いただく案件は１件でございます。

５ページをご覧ください。

番号１でございます。

申請人、使用借人（落合）は、市内のアパートに居住していますが、子供の成長に伴い手狭となったことから、申請農地、畑１筆５００㎡を、使用貸人（落合）から借り受け、住宅用地にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、２種農地と判断されます。転用に伴う費用ですが、土地については義理の親子間での使用貸借契約のため、〇〇円、土地造成〇〇〇円、建物施設〇〇〇〇円。資金の内訳といたしまして、借入金〇〇〇〇〇円。建蔽率は２６％となっております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、２９番推進委員さんから説明をお願いいたします。

２９番推進委員 議長。

議 長 はい、２９番推進委員。

２９番推進委員 ２９番推進委員です。

番号１について、６月２日に現地確認及び双方から聞き取り調査を行いました。使用借人は現在アパートに住んでおり、家族が増えたため手狭になり、使用貸人である父親の土地を無償貸与してもらい家を新築しようと思い、農地転用の申請をするものです。申請地の位置については、市道〇〇線の東側にあり、東に作業道を挟んで畑、また西に畑、南に畑、北に畑というふうになっています。周辺農地への影響はないものと思われます。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第 28 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号、農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程 5、議案第 29 号、基盤強化法第 19 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 失礼いたします。議案第 29 号につきまして、7 ページをお開きください。

議案第 29 号、農用地利用集積計画の決定について。

このことにつきまして、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、その決定について審議に付します。案といたしまして、令和 6 年 6 月 10 日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきましては全 39 筆でございます。また、12 ページに記載の所有権移転につきましては、田 1 筆 3,049㎡が農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団から八束の譲受人へ移転するものでございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。お目通しの上、ご審議方よろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第 29 号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 29 号、基盤強化法第 19 条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程 6、議案第 30 号、農地中間管理事業法第 19 条の 2 の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第 30 号につきまして、13 ページをご覧ください。

議案第 30 号、農用地利用集積計画の決定について。

本件は一括方式となっており、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が農地の貸手から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手に対して転貸による利用権設定を同時に行うものです。案といたしまして、令和 6 年 6 月 10 日付で公告の予定でございます。内容につきましては議案書に記載のとおりでございます。田 6 筆が利用権設定されるもので、全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、お目通しをお願いします。
それでは、これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手をお願いいたします。
質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第 30 号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第30号、農地中間管理事業法第19条の2の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程7、報告第12号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、日程8、報告第13号、農用地利用集積等促進計画の公告についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局次長 それでは、報告第12号について説明いたします。

15ページをお開きください。

報告第12号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の5件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

続いて、報告第13号についてご説明いたします。

次のページをお開きください。

報告第13号、農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）は、次の2件がございました。これは令和5年4月1日の法改正により、新たに農地中管理事業の促進に関する法律第18条による県が認可、公告することになったものです。農業委員会は県から認可した旨の通知が届くため、この場でご報告させていただきます。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 報告第12号、報告第13号につきまして、質問、意見等がございましたらお願いします。

＜「質疑なし」の声＞

議 長 ないようです。

質問、意見等がないようですので、これらの案件は報告案件でございますのでご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

（午前10時55分 閉会）

